

令和4年12月14日  
消防庁

## 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和4年12月15日から令和5年1月18日までの間、意見を公募します。

### 1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成20年消防庁告示第19号）を改正するものです。概要については、[別紙2]をご覧ください。

- (1) 火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うもの。
- (2) 電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われている全出力200kWを超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととするもの。
- (3) 分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととするもの。

### 2 意見公募対象及び意見公募要領

#### ○ 意見公募対象

- ・ 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案） [別紙3]
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案） [別紙4]
- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案） [別紙5]

- 意見公募要領の詳細については、[別紙1] を御覧ください。

### 3 意見公募の期限

令和5年1月18日（水）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該省令等を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課 米田課長補佐、恩村  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- ・消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）
- ・消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

以下の事項について措置を行うため、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）を改正するものです。

- (1) 火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うもの。
- (2) 電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、消防法令上の「変電設備」として扱われている全出力 200kW を超える急速充電設備についても、消防法令上の「急速充電設備」として扱うこととするもの。
- (3) 分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととするほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととするもの。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は

電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yobo\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

#### （3）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### (4) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-7533

総務省消防庁予防課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

#### 5 意見提出期間

令和4年12月15日（木）から令和5年1月18日（水）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

#### 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することができます。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

総務省消防庁予防課

担当：恩村

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

電子メールアドレス：yobo\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）にしてください。

## 意 見 書

令和 年 月 日

総務省消防庁

予防課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所（所在地）

(ふりがな)

氏名（法人又は団体名等）（注1）

電話番号

電子メールアドレス

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」等に關し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について

令和4年12月  
消防庁予防課

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）について

（1） 消防法施行規則の一部改正について

【改正内容】

令和3年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討することとされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式※について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

※ 改正する様式一覧（合計11様式）

- ①消防計画作成（変更）届出書、②防火・防災管理者選任（解任）届出書、③全体についての消防計画作成（変更）届出書、④統括防火・防災管理者選任（解任）届出書、⑤防火対象物点検報告特例認定申請書、⑥管理権原者変更届出書（防火管理）、⑦自衛消防組織設置（変更）届出書、⑧消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、⑨工事整備対象設備等着工届出書、⑩防災管理点検報告特例認定申請書、⑪管理権原者変更届出書（防災管理）

【施行期日】

令和5年4月1日

【経過措置】

令和6年3月31日までの間は、この省令による改正前の様式を使用することができます。

（2） 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正について

【改正内容】

電気自動車等を充電するための急速充電設備は、消防法令上、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）第2条第1号に規定する対象火気設備等に該当しており、対象火気省令に従い制定される市町村条例で所要の規制が設けられている。

現行の対象火気省令では、「急速充電設備」は、全出力20kW超200kW以下のものと定めているが、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等※を行い必要な措置を講ずることとされた。

これを踏まえ、「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、火災危険性の観点から必要な検討を行った結果、現在「変電設備」として扱われている全出力200kWを超える急速充電設備についても、対象火気省令上の「急速充電設備」として扱うこととした。また、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。）にあっては、充電ポストについて、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、建築物からの離隔距離を保つ必要はないこととした。今回、これらについて、所要の規定の整備を行うものである。

#### ※「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクターやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。

#### 【施行期日】

令和5年10月1日

#### 【経過措置】

施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の対象火気省令第3条20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとする。

**2 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）について**

**【改正内容】**

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号）に定める「防火対象物点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

**【施行期日】**

令和 5 年 4 月 1 日

**【経過措置】**

令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することがであることとする。

**3 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）について**

**【改正内容】**

消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号）に定める「防災管理点検結果報告書」について、記入項目の明確化等の観点から見直しを行い、所要の規定の整備を行うものである。

**【施行期日】**

令和 5 年 4 月 1 日

**【経過措置】**

令和 6 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正前の様式を使用することがであることとする。

○ 総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火氣設備等の位置、構造及び管理並びに対象火氣器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

名 田 滉

名 田 滉

## 別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

## 消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿

防火 管理者  
防災 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

別添のとおり、防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

別添のとおり、防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	<input type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災 住 所
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	氏 名 _____
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称) 複数箇所の場合に管理権原 に属する部分の名称	防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用金)	防火対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用金)
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)
受 付 横 <sup>※2</sup>	経 渡 横 <sup>※2</sup>

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

3 ※1 欄は、複数箇所の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

4 ※2 欄は、記入しないこと。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

3 ※印の欄は記入しないこと。

## 別記様式第1号の2の2 (第3条の2、第51条の9関係)

□防火 管理者選任 (解任) 届出書

別記様式第1号の2の2 (第3条の2、第51条の9関係)  
防火 管理者選任 (解任) 届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	管理権原者	年 月 日	
下記のとおり、 □防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。			
所 在 地	電話 ( )		
名 称	□甲種	□乙種	
防 灾 建 築 物 其 他 物 そ の 外 は の 区 分	□単一権原	□複数権原	被災範囲に該当する場合は □別表第1※1 ( ) 項 収容人員※1
理 業 品 用 途※1	( ) 項	( ) 項	
火 災 又 は 其 他 の 工 作 物 物 の 種 類	( ) 項	( ) 項	
合 第 2 条を 適用するもの※2	( ) 項	( ) 項	
合 第 3 条第 3 項を 適用するもの※2	( ) 項	( ) 項	
氏名 (フリガナ)			
生 所			
就 任 年 月 日			
職 务 上 の 地 位			
火 災 災 害 管 理 者 解 任 解 任 由 由	□防火管理 (□新規講習 □再講習) □乙種	□ 防災管理 (□新規講習 □再講習)	
就 任 年 月 日			
職 务 上 の 地 位			
火 灾 災 害 管 理 者 解 任 解 任 由 由	□甲種 (□新規講習 □再講習) □乙種	□ 防災管理 (□新規講習 □再講習)	
就 任 年 月 日			
その 他	□合第3条第1項第( )号 ( )	□合第47条第1項第( )号	
氏 名	□規則第2条第( )号 ( )	□規則第5条の5第( )号	
解 任 年 月 日			
その 他 必 要 事 項			
そ 受 付 標※3	経 過 標※2		
備考 1 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 □印のある欄については、日本郵便規格A4とすること。 3 ※2欄は、被災範囲の場合は、該欄に記入すること。 4 合令第3条第2項を適用するものであつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。 5 治安法施行令第1条の2第3項の規定に該欄に記入すること。 6 治安法施行令第3条第2項を適用するものであつてはその他の必要な業務の欄に記入すること。 7 治安法施行令第4条第2項を適用するものであつては、該欄に記入すること。 8 ※3欄は、記入しないこと。			

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿	届出者	年 月 日	
下記のとおり、 □防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。			
所 在 地	電話 ( )		
名 称	□甲種	□乙種	
防 灾 建 築 物 其 他 物 そ の 外 は の 区 分	□単一権原	□複数権原	被災範囲に該当する場合は □別表第1 ( ) 項 収容人員
理 業 品 用 途	( ) 項	( ) 項	
火 災 又 は 其 他 の 工 作 物 物 の 種 類	( ) 項	( ) 項	
合 第 2 条を 適用するもの	( ) 項	( ) 項	
合 第 3 条第 3 項を 適用するもの	( ) 項	( ) 項	
氏名・生年月日			年 月 日生
住 所			年 月 日
就 任 年 月 日			年 月 日
職 务 上 の 地 位			
火 灾 災 害 管 理 者 解 任 解 任 由 由	□防火管理 (□新規講習 □再講習) □乙種	□ 防災管理 (□新規講習 □再講習)	
就 任 年 月 日			
職 务 上 の 地 位			
火 灾 災 害 管 理 者 解 任 解 任 由 由	□甲種 (□新規講習 □再講習) □乙種	□ 防災管理 (□新規講習 □再講習)	
就 任 年 月 日			
その 他	□合第3条第1項第( )号 ( )	□合第47条第1項第( )号 ( )	
氏 名	□規則第2条第( )号 ( )	□規則第5条の5第( )号 ( )	
解 任 年 月 日			
その 他 必 要 事 項			
そ 受 付 標	※※ 経 過 標		
備考 1 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。 2 □印のある欄については、該欄に記入すること。 3 ※2欄は、消防法施行令第3条第3項を適用するものであつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。 4 治安法施行令第1条の2第3項の規定に該欄に記入すること。 5 治安法施行令第4条第2項を適用するものであつては、該欄に記入すること。 6 治安法施行令第3条第2項を適用するものであつては、該欄に記入すること。 7 治安法施行令第4条第2項を適用するものであつては、該欄に記入すること。 8 ※3欄は、記入しないこと。			

## 別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)

## 全体についての消防計画作成 (変更) 届出書 年 月 日

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災	統括 管理者	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 防災	管理に係る消防計画を作成 (変更) したので届け出ます。
消防対象物 又は 建築物その他の工作物		住 所 氏 名		
消防対象物 又は 建築物その他の工作物		合別表第1 ( ) 項		消防 防災 管理に係る消防計画を作成 (変更) したので届け出ます。
消防対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)				管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
消防対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)				消防対象物 又は 建築物その他の工作物
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				消防対象物 又は 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)
受 付 横*		経 過 横*		合別表第1 ( ) 項
		※ 受 付 横		合別表第1 ( ) 項

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。 3 ※印の欄は、記入しないこと。	備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 「防火」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。 3 ※印の欄は記入しないこと。
---	---



## 別記様式第1号の2の2の2の3（第4条の2の8関係）

防災対象物点検報告特別認定申請書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	管理権原者
住所	
年 月 日	

下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

記

防 所 在 地	地	
火 管理権原	□単一権原 □複数権原 被監視の場合は、複数権原に属する部分の所 内に属する部分の所	
対 用	合別表第1※1 名 称 ( ) 項	合別表第1※1 収容人員※1 ( ) 項
象 合 第 2 条 を 適用するもの※2	名 称 ( ) 項	収容人員 ( ) 項
物 申請者が防火対象物の 管 理を開始した年月日	年 月 日	年 月 日
前回の特例認定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		
受 付 権※3	経 渡 権※3	

## 別記様式第1号の2の2の2の3（第4条の2の8関係）

防災対象物点検報告特別認定申請書

消防長（消防署長）（市町村長） 殿	申請者
住所	
年 月 日	

下記のとおり、消防法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

記

所 在 地	地	
名 称	合別表第一（ ）項	
用 途	合別表第一（ ）項	
防 火 対 象 物	取容人員 消防法施 行令第2 条を適用 するもの	管 球 原 単一権原 複数権原 収容人 員
申 請 者 が 防 火 対 象 物 の 管 理を開始した年月日	年 月 日	年 月 日
前回の特例認定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 権	※ 経 渡 権	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 □印のある欄については、該当の□印に○を付けること。

3 ※1権は、複数権原の場合においては該当の権原に属する部分の情報を記入すること。

4 ※2権は、消防法施行令第2条を適用するものにあっては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに記入すること。

5 防火対象物の所在地、管理権原者が防火対象物の管理を開始した日が確認できる書類、その他市町村長が定める事項を記載した書類を添付すること。

6 ※3権は、記入しないこと。

## 別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

管理権原者変更届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 年 月 日

変更前の管理権原者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 (法人の場合は、名稱及び代表者氏名)  
電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。

記

所 在 地	記
防 火 対 象 物 名 称	防 火 対 象 物 名 称
被管理者の場合に管理権 原に属する部分の全称 月 途 <sup>※1</sup>	用 途 令別表第1 <sup>※1</sup> ( ) 項
住 所	住 所 令別表第一( )項
変更後の管理権原者 氏 名 (法人の場合、名称 及び代表者氏名)	変更前の管理権原者 氏 名 電話番号
電 話 番 号	住 所 氏 名 電話番号
防火対象物の特例認定を受けた年月日 変 更 年 月 日	防火対象物の特例認定を受けた年月日 変 更 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	そ の 他 必 要 な 事 項
受 付 標 <sup>※2</sup>	経 渡 標 <sup>※2</sup>
	※ 受 付 標
	※ 経 渡 標

## 別記様式第1号の2の2の3 (第4条の2の8関係)

管理権原者変更届出書

消防長 (消防署長) (市町村長) 殿 年 月 日

変更前の管理権原者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 (法人の場合は、名稱及び代表者氏名)  
電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。

記

所 在 地	記
防 火 対 象 物 名 称	防 火 対 象 物 名 称
被管理者の場合に管理権 原に属する部分の全称 月 途 <sup>※1</sup>	用 途 令別表第1 <sup>※1</sup> ( ) 項
住 所	住 所 令別表第一( )項
変更後の管理権原者 氏 名 (法人の場合、名称 及び代表者氏名)	変更前の管理権原者 氏 名 電話番号
電 話 番 号	住 所 氏 名 電話番号
防火対象物の特例認定を受けた年月日 変 更 年 月 日	防火対象物の特例認定を受けた年月日 変 更 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	そ の 他 必 要 な 事 項
受 付 標 <sup>※2</sup>	経 渡 標 <sup>※2</sup>
	※ 受 付 標
	※ 経 渡 標

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※1 標は、複数権原の場合においては管理権原に属する部分の情報を記入すること。

3 ※2 標は、記入しないこと。

## 別記様式第1号の2の2の2の3の3(第4条の2の15関係)

## 自衛消防組織設置(変更)届出書

消防長(消防署長)(市町村長) 殿 管理権原者	年 月 日
住所  氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
下記のとおり自衛消防組織各設置(変更)したので届け出ます。  記	
防火対象物の所在地	防火対象物の所在地
防火対象物の名称 (変更の場合、変更後の名称)	防火対象物の名称 (変更の場合、変更後の名称)
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)
管理について権原が分かれている場合の当該権原の範囲	管理について権原が分かれている場合の当該権原の範囲
自衛消防組織の編成	自衛消防組織の内部組織の編成
自衛消防要員の配置	自衛消防要員の配置
総括管理者の氏名及び住所 自衛消防組織に備え付けられている資機材 受付欄	総括管理者の氏名及び住所 自衛消防組織に備え付けられている資機材 ※受付欄 ※経過欄

消防長(消防署長)(市町村長) 殿 管理権原者	年 月 日
住所  氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
下記のとおり自衛消防組織各設置(変更)したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	防火対象物の所在地
防火対象物の名称 (変更の場合、変更後の名称)	防火対象物の名称 (変更の場合、変更後の名称)
防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の用途 (変更の場合は、主要な変更事項)
防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)	防火対象物の延べ面積及び階数 (変更の場合は、主要な変更事項)
管理について権原が分かれている場合の当該権原の範囲	管理について権原が分かれている場合の当該権原の範囲
自衛消防組織の内部組織の編成	自衛消防組織の内部組織の編成
自衛消防要員の配置	自衛消防要員の配置
総括管理者の氏名及び住所 自衛消防組織に備え付けられている資機材 受付欄	総括管理者の氏名及び住所 自衛消防組織に備え付けられている資機材 ※受付欄 ※経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 総括管理者の資格を記入すること。  
 3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書			年	月	日		
消防長（消防署長）（市町村長）	殿	届出者					
住所							
氏名							
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。							
記							
設置者	住所	電話（ ）	設置者	住所	電話（ ）番		
氏名			氏名				
防所	在地		防所	在地			
火名	称		火名	称			
対用	途		対用	途			
象構	床面積	造地上 階地下 階	象構	床面積	造地上 階地下 階		
造、規模	$m^2$	延べ面積 $m^2$	造、規模	$m^2$	延べ面積 $m^2$		
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類							
種	別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）	種	別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）番		
工	施工者	住所	工	施工者	住所		
施	姓	氏名	施	姓	氏名		
工	住民	住所	工	住民	住所		
工	住民	住所	工	住民	住所		
工	住民	住所	工	住民	住所		
事	名		事	名			
消防設備士	種類等	交付知事 交付番号	講習受講状況 受講地 受講年月	消防設備士	種類等	交付知事 交付番号	講習受講状況 受講地 受講年月
事	免状			事	免状		
事	甲・乙	都道府県	都道府県 年月	事	甲・乙	都道府県	都道府県 年月
完成年月日	受付欄*	決裁欄*	備考*	着工年月日	完成年月日	検査希望年月日	※受付欄
							※決裁欄
							※備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。

3 ※欄には、記入しないこと。

## 別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書			年	月	日		
消防長（消防署長）（市町村長）	殿	届出者					
住所							
氏名							
下記のとおり、消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。							
記							
設置者	住所	電話（ ）	設置者	住所	電話（ ）番		
氏名			氏名				
防所	在地		防所	在地			
火名	称		火名	称			
対用	途		対用	途			
象構	床面積	造地上 階地下 階	象構	床面積	造地上 階地下 階		
造、規模	$m^2$	延べ面積 $m^2$	造、規模	$m^2$	延べ面積 $m^2$		
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類							
種	別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）	種	別	新設、増設、移設、取替え、改造、その他（ ）番		
工	施工者	住所	工	施工者	住所		
施	姓	氏名	施	姓	氏名		
工	住民	住所	工	住民	住所		
工	住民	住所	工	住民	住所		
工	住民	住所	工	住民	住所		
事	名		事	名			
消防設備士	種類等	交付知事 交付番号	講習受講状況 受講地 受講年月	消防設備士	種類等	交付知事 交付番号	講習受講状況 受講地 受講年月
事	免状			事	免状		
事	甲・乙	都道府県	都道府県 年月	事	甲・乙	都道府県	都道府県 年月
完成年月日	受付欄*	決裁欄*	備考*	着工年月日	完成年月日	検査希望年月日	※受付欄
							※決裁欄
							※備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。

3 ※欄には、記入しないこと。

## 別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

消防長(消防署長) (市町村長) 殿	届出者	年月日
住 所		
氏 名		

工事の場所	殿	届出者	年月日
工事を行う防災機器		住 所	
工事整備対象設備等の種類		氏 名	

工事の場所	殿	届出者	年月日
工事を行う防災機器		住 所	
工事整備対象設備等の種類		氏 名	

工事の場所	殿	届出者	年月日
工事を行う防災機器		住 所	
工事整備対象設備等の種類		氏名 〔法人の場合は名称、及び代表者氏名〕	
工事の整備対象設備等の種類	種類等 付 稼 交 事 付 番 年 月 日 号	講習受講状況 交 卡 年 月 日 受講地 受講年月	
消防設備士	種類等 付 稼 交 事 付 番 年 月 日 号	講習受講状況 交 卡 年 月 日 受講地 受講年月	
工事の種別	甲・種類 乙	都道府県 第	
消防設備士	種類等 付 稼 交 事 付 番 年 月 日 号	講習受講状況 交 卡 年 月 日 受講地 受講年月	
工事の種別	甲・種類 乙	都道府県 第	
着工予定期	完成予定期	年月日	
受付欄	経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 別記様式第1号の7 (第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

工事の場所	殿	届出者	年月日
工事を行う防災機器		住 所	
工事整備対象設備等の種類		氏 名	
工事の整備対象設備等の種類	種類等 付 稼 交 事 付 番 年 月 日 号	講習受講状況 交 卡 年 月 日 受講地 受講年月	
消防設備士	種類等 付 稼 交 事 付 番 年 月 日 号	講習受講状況 交 卡 年 月 日 受講地 受講年月	
工事の種別	甲・種類 乙	都道府県 第	
消防設備士	種類等 付 稼 交 事 付 番 年 月 日 号	講習受講状況 交 卡 年 月 日 受講地 受講年月	
工事の種別	甲・種類 乙	都道府県 第	
着工予定期	完成予定期	年月日	
受付欄	経過欄		

備考 1 この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。

2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 別記様式第14号（第51条の16関係）

## 防災管理点検報告特例認定申請書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿 管理権限者

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

下記のとおり、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

記

所 在 地	
災 名 称	
管 理 用 対 象 物	<input type="checkbox"/> 単一施設 <input type="checkbox"/> 複数施設（複数の場所にまたがる施設の所 在地を記入する場合） 令 第 2 条 を 適用するもの※2  申訴者が防災管理対象物 の管理を開始した年月日  前回の特例認定年月日  そ の 他 必 要 な 事 項
名 称	令別表第1※1 ( ) 項 （ ）項 ( ) 項
管 理 用 途※1	令別表第1※1 ( ) 項 （ ）項 ( ) 項
対 象 物	収容人員※1 取扱人員
申 訴 者 の 管 理 を 開 始 し た 年 月 日	年 月 日
前 回 の 特 例 認 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	
受 付 標※3	経 渡 標※3

備考 1 この用紙の大きさは、日本文書規格A4とすること。

- 2 □印のある欄については、該当の□印に□を付けること。  
 3 ※1 標は、複数施設の場合は、部分の施設を記入すること。  
 4 ※2 標は、消防法施行令第2条を適用するものにあっては同一敷地内にある防災管理対象物ごとに記入すること。欄が不足する場合は、任意で書き込まなければならないこと。  
 5 防災管理対象物の所在地、管理権限者が防災管理対象物の管理を開始した日が確認できる書類、その地市町村長が定める事項を記載した書類を添付すること。  
 6 ※3 標は、記入しないこと。

## 別記様式第14号（第51条の16関係）

## 防災管理点検報告特例認定申請書

年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 殿 申請者

住所

〔法人の場合は、名  
称及び代表者氏名〕

電話番号

下記のとおり、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定による認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき申請します。

記

所 在 地	
災 名 称	
管 理 対 象 物	申訴者が防災管理対象物 の管理を開始した年月日  前回の特例認定年月日  そ の 他 必 要 な 事 項
名 称	合別表第1 ( ) 項 （ ）項 ( ) 項
用 途	合別表第1 ( ) 項 （ ）項 ( ) 項
管 理 対 象 物	収容人員 管理権限 単一施設・複数施設
消防法施行令 第2条を適用す るもの	消防法施行令 第2条を適用す るもの
申訴者が防災管理対象物 の管理を開始した年月日  前回の特例認定年月日  そ の 他 必 要 な 事 項	年 月 日 年 月 日 年 月 日
※ 受 付 標	※ 経 渡 標

備考 1 この用紙の大きさは、日本文書規格A4とすること。

- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

## 別記様式第15号（第五条の16関係）

管理権原者変更届出書

消防署長（消防署長）(印押付長) 殿	年 月 日
変更前の管理権原者 住所	
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）	

電話番号

下記のとおり、防火対象物の管理権原者を変更したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第5項の規定に基づき届け出ます。

記

所 在 地	所在地
名 称	名称
防 灾 管 理 対 象 物 複数権原の場合に 属する 部分の名称	防災管理対象物名 称
用 途 <sup>※1</sup>	令別表第1 <sup>※1</sup> （ ）項
住 所	所在地
氏 名 (法人の場合は、名称) 及び代表者氏名	用 途 差し 付 令別表第一（ ）項
電 話 番 号	住 所
変 更 後 の 管 理 権 原 者	変更前の管理権原者 氏 名
防 灾 管 理 対 象 物 の 特 别 認 定 を 受 け た 年 月 日	電話番号
變 更 年 月 日	防 灾 管 理 対 象 物 の 特 別 認 定 を 受 け た 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	變 更 年 月 日
受 付 標 <sup>※2</sup>	そ の 他 必 要 な 事 項
	経 済 標 <sup>※2</sup>
	※ 受 付 標
	※ 経 済 標

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※1 標は、複数権原の場合に属する部分の情報を記入すること。

3 ※2 標は、記入しないこと。

## 別記様式第15号（第五条の16関係）

管理権原者変更届出書

消防署長（消防署長）(印押付長) 殿	年 月 日
変更前の管理権原者 住所	
氏名 〔法人の場合は、名称〕 〔代表者氏名〕	
電話番号	所在地
変更後の管理権原者 氏 名	変更前の管理権原者 氏 名
電話番号	住 所
防 灾 管 理 対 象 物 の 特 別 認 定 を 受 け た 年 月 日	電話番号
變 更 年 月 日	防 灾 管 理 対 象 物 の 特 別 認 定 を 受 け た 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	變 更 年 月 日
受 付 標 <sup>※2</sup>	そ の 他 必 要 な 事 項
	経 済 標 <sup>※2</sup>
	※ 受 付 標
	※ 経 済 標

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※1 標は、複数権原の場合に属する部分の情報を記入すること。

3 ※2 標は、記入しないこと。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

「一～十九 略」

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ボスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ボストを含む。以下同じ。）

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）  
第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

「一～十二 略」

十三 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ボストにあっては、この限りでない。  
(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するものほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

「一～三 略」

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあっては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

五 快速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ボスト  
六 快速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。  
七 快速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。  
八 快速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。  
九 快速充電設備にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

改 正 前

(対象火気設備等の種類)

第三条 「同上」

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号チにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいい。以下同じ。）

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）  
第十条 「同上」

十三 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

（その他の基準）  
第十六条 「同上」

「一～十一 同上」

「一～三 同上」

四 「同上」

五 「イ 同上」  
六 「新設」  
七 「五～八 同上」

九 「イ 同上」

口 快速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと

と。

ハ コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないよう<sup>1)</sup>ようにすること。

〔二・八 略〕

ト 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

チ 急速充電設備と自動車等の衝突を防止すること。

リ コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

〔ス・ル 略〕

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ト 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる<sup>1)</sup>こと。

チ 自動車等の衝突を防止すること。

リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このりにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

〔ス・ル 同上〕

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

〔イ・ニ 同上〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十一 急速充電設備のうち分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないよう<sup>1)</sup>ようにすること。

〔二・八 同上〕

ト 急速充電設備を手動で緊急停止させ<sup>1)</sup>ことができる<sup>1)</sup>こと。

チ 自動車等の衝突を防止すること。

リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このりにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

〔ス・ル 同上〕

十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあっては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

〔イ・ニ 同上〕

〔新設〕

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

### (消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項（同令第五十一条の九において準用する場合を含む。）、第四条第一項（同令第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項（同令第五十一条の十一の三において準用する場合を含む。）、第四条の二の八第二項及び第七項（同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

### (対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

る基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

# 別紙4

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第八号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

## 名 田 滉

## 名 田 滉

別記様式第1

## 防火対象物点検結果報告書

年 月 日

消防長(消防署長) (市町村長) 殿

管理権限者  
住所  
氏名(法人の場合は、名称及び代表者氏名)  
電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

所 在 地				
名 称				
防 火 対象物に属する複数種類の場合に該当する部分の名称	令別表第1 <sup>※1</sup> ( ) 項			
対象用途 <sup>※1</sup>	造	地上	階 地下	
構造・規模	床面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
点 檢 実 施 日	年	月	日	
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用				<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
住 所	電話番号			
点 檢 者 氏 名				
免 状 状	講習機関名	免状交付年月日	免 状 交 付 番 号 再講習受講年月日	
受 付 標 <sup>※2</sup>	経 過 標 <sup>※2</sup>	備 考 <sup>※2</sup>		

別記様式第1

## 防火対象物点検結果報告書

年 月 日

消防長(消防署長) (市町村長) 殿

届出者  
住 所  
氏 名  
〔法人の場合、各  
持友(代表者氏名)〕  
電話番号

下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

記

所 在 地				
名 称				
防 火 対象物に属する複数種類の場合に該当する部分の名称	令別表第一( ) 項			
対象用途	造	地上	階 地下	
構造・規模	床面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>
点 檢 実 施 日	年	月	日	
点 檢 票 別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号			
消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号
住 所				
点 檢 者 氏 名				
免 状 状	講習機関名	免状交付年月日	免 状 交 付 番 号 再講習受講年月日	
受 付 標 <sup>※2</sup>	経 過 標 <sup>※2</sup>	備 考 <sup>※2</sup>		
※受 付 標	※経 過 標	※備 考		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※1欄は、複数種類の場合に該当する部分の情報を記入すること。

3 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、適用される規定がある場合、該当する規定の□にレ点を記入すること。

4 ※2欄は、記入しないこと。

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 消防法施行規則第4条の2の6第2項の適用の欄は、当該規定が適用される場合は「有」

の□にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の□にレ点を記入すること。なお、「有」の場合は、同一の□に複数の記入がある場合は、該当する規定の□にレ点を記入すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

## 附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 消防法施行規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成十四年消防庁告示第八号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

# 別紙5

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第十九号（消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記様式第1

防災管理点検結果報告書							年	月	日			
消防長（消防署長）（市町村長） 殿												
管理権原者												
住 所												
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）												
電話番号												
記												
下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第6条第1項において準用する消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。												
所 在 地												
防 災 管 理 対 象 物												
被 管 球 壓 領 域 に 属 す る 部 分 の 名 称												
複数箇所の場合は 部位の名稱												
用途※1												
		造	造	地 上	階	地 下	階	合計表第1※1	( ) 項			
		構	構									
		造	造	m <sup>2</sup>		延べ面積			m <sup>2</sup>			
点 檢 施 行 日				年	月	日						
住 所		電話番号										
点 檢 者 氏 名												
免 免 免 免 免 免												
講習機関名		免状交付年月日	免状交付番号	再講習受講年月日								
状		年	月	日	第	号	年	月	日			
受 付 署※2		經	通	關※2	備考※2							

下記のとおり防災管理対象物の防災管理制度を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

別記様式第一

防災管理点検結果報告書							年	月	日
消防長(消防署長)(市町村長) 殿									
届出者		法人の場合は、 氏名〔法人の代表者氏名〕							
住 所		電話番号							
下記のことより防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において定めるところに依り報告します。									
記									
所 在 地									
防 灾 管 理 对 象 物	名 称	用 途	構造・規模	床面積 m <sup>2</sup>	造 地上	階 地下	階 地下	令別表第一( )項	
点 檢 実 施 日	年	月	日						
点 檢 索 索	別添のことより								
点 檢 者	住 所								
点 檢 者	氏 名	講習機関名	免状交付年月日	免状交付音号	再講習受講年月日				
免 免	状 状		年 月 日	第 号	年 月 日				
※受付欄		※経過欄		※備考欄					

下記のとおり防災管理対象物の防災管理点検を実施したので、消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定に基づき報告します。

2 ※1 案は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。  
3 ※2 案は、記入しないこと。

## 附 則

- 1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項に規定する報告書の様式については、この告示による改正後の平成二十年消防庁告示第十九号別記様式第一にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。